

中小事業者が建築BIMを活用する建築プロジェクトについて、建築BIMモデル作成費を上限として支援することにより、建築BIMの社会実装の更なる加速化を図る。

## ● 事業内容

建築BIMを活用し、一定の要件を満たす建築物を整備するプロジェクト（既存建築物に係るものを含む。）における、設計費及び建設工事費について補助する事業

## ● 補助対象事業者

民間事業者等（設計者又は施工者）

## ● 補助額

定額

※設計費は設計BIMモデル作成費、  
建設工事費は施工BIMモデル作成費を上限とする

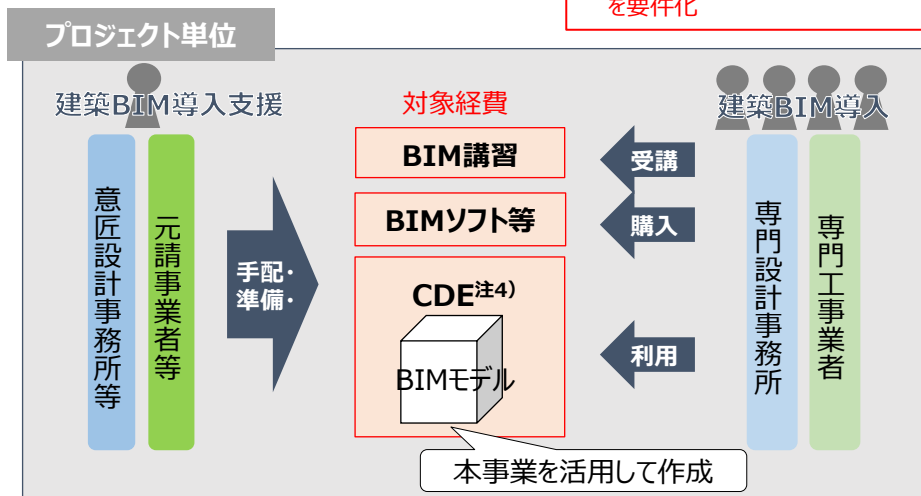
※延床面積に応じて次の額を上限とする

延べ面積	設計費	建設工事費
10,000㎡未満	25,000千円	40,000千円
10,000㎡以上、 30,000㎡未満	30,000千円	50,000千円
30,000㎡以上	35,000千円	55,000千円

## ● 補助要件

- 元請事業者等が、下請事業者等による建築BIMの導入を支援すること
- 本事業により建築BIMを活用する全事業者が「建築BIM活用事業者宣言」を行うこと（元請事業者等においては、本事業の活用により整備する建築物について、維持管理の効率化に資するBIMデータ<sup>注1)</sup>を整備することを含む。）
- 大規模な<sup>注3)</sup>新築プロジェクトにあつては、BIMモデルの活用により業務の効率化又は高度化に資するものとして国土交通省が定める利用方法を用いるものであること
- 次の要件に該当する建築物であること。
  - ▶耐火/準耐火建築物等
  - ▶省エネ基準適合
  - ▶公共的通路等の整備
  - ▶原則として土砂災害特別警戒区域外

**【R5補正：補助要件の見直し】**  
 ①小規模なプロジェクトにも対象を拡充（階数要件、面積要件を廃止）  
 ②改修プロジェクトにも対象を拡充  
 ③大規模の新築プロジェクトについては、業務の効率化又は高度化に資するBIMの活用を行うことを要件化



注1) 維持管理の効率化に資するBIMデータの例 :維持管理ソフトや不動産管理ソフト等にデータを受け渡し又は連携することを想定したIFCデータ<sup>注2)</sup>  
 PLATEAU上におけるLOD4（建物内で歩行空間が認識できるレベル）のオブジェクトの整備に資するIFCデータ 等

注2) IFC : BIMデータの間ファイルフォーマットの一つ  
 注3) 次のすべての条件を満たすこと：地区面積1,000㎡以上、延べ面積1,000㎡以上、地階を除く階数が3以上  
 注4) CDE : 元請事業者等及び下請事業者等が、設計・施工情報を共有し受け渡すための手続きや環境をいう

# 建築BIM活用プロジェクト

を支援します

令和5年度補正予算において  
～「**建築BIM加速化事業**」を引き続き実施します～  
(国費60億円)

小規模プロジェクトや改修プロジェクトも  
対象になりました!



## 建築BIM加速化事業 3つのポイント

- 1 来年度末(R6年度末)までの基本設計・実施設計・施工のBIMモデル作成が対象です
- 2 設計BIMモデルや施工BIMモデルの作成等に要する費用について幅広く補助します
- 3 協力事業者(下請事業者等)だけでなく、代表となる元請事業者等も補助の対象です

まずは、プロジェクトの代表となる事業者の登録をお願いします (その後のプロジェクト等の変更は可能です)

詳細は裏面をご覧ください

# 建築BIMを活用する事業者の拡大により 建築BIMの社会実装を加速化します

## ○対象となるBIMモデル作成費

項目	含まれる経費
BIMライセンス等費	・BIMソフトウェア利用費(ビューワーソフト、アドオンソフトの利用費、BIMモデルを利用するためのPC・タブレット・AR/VR等周辺機器のリース費等を含む) ・CDE環境(共通クラウド)構築費・アクセス費
BIMコーディネーター等費	・BIMコーディネーター人件費・委託費 ・BIMマネジャー人件費・委託費 ・BIM講習に要する委託費・人件費・諸経費
BIMモデラー費(施工BIMに限る)	・BIMマネジャーをサポートするBIMモデラー委託費

協力事業者(下請事業者等)への支援を充実化しました。

※プロジェクトに参加する専門設計事務所や専門工事業者に加えて、代表となる意匠設計事務所や元請事業者(ゼネコン等)が要する経費も対象となります。

※3階以上かつ地区面積・延べ面積がともに1,000㎡以上の新築プロジェクトの場合は、業務の効率化または高度化に資するBIMの活用を行うことが要件となります。

## ○よくある「誤解」

- 既にBIMを使っている事業者はダメですか?  
⇒ BIMソフトの新規購入、BIM講習の受講費用、契約済のクラウドサービスなどが補助対象となります。
- 下請事業者や専門工事業者は、代表事業者になれませんか?  
⇒ 要件を満たしていれば、代表事業者になることも可能ですが、一者以上の協力事業者が必要です。
- 建築士事務所登録や建設業の許可がないとダメですか?  
⇒ 設計又は施工を行う者であれば、協力事業者になることが可能です。
- 令和6年中に設計完了又は竣工に至らないとダメですか?  
⇒ その必要はなく、部分的にでもBIMモデルが作成されていれば大丈夫です。
- 令和4年度補正予算で補助を受けたプロジェクトも対象になりますか?  
⇒ 対象になります。交付申請の受付開始はR6年夏ごろを予定しております。
- 補助対象になる期間は、令和7年2月までですか?  
⇒ ソフトウェアや関連機器、クラウドサービスについては、一定の要件を満たせば、プロジェクトが終了するまでの間、補助対象とすることが可能です。
- 成果品としてBIMデータの提出が必要で、その内容が公開されますか?  
⇒ BIMデータの提出は必要ありませんし、公開されることもありません。
- 発注者や所有者の情報が公開されますか?  
⇒ 公開されません。

## ○スケジュール ※今後変更の可能性が有ります

事業者登録 令和6年1月22日(月) 開始

交付申請 令和6年4月1日(月) 開始予定

完了実績報告 令和6年12月～令和7年2月(予定)  
(完了実績報告までの成果に応じて補助金額が決まります)

## お問合せ先

建築BIM加速化事業実施支援室  
03-6803-6754

## 詳細情報

<https://r5-6bim-shien.jp/>

